



# 島根県報

令和2年6月5日(金)

号外第75号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

(建築住宅課) 2

**公布された条例等のあらまし****◇島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（規則第63号）****1 規則の概要**

建築基準法の規定による建築物の定期報告をしなければならない建築物として知事が指定するものを次のとおり変更することとした。（第9条第2項関係）

- (1) 病院等の用途に供する建築物で、その用途の全部又は一部が3階以上の階にあるもの若しくは地階（その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。）にあるもの
- (2) 劇場等の用途に供する建築物で、その用途の全部又は一部が3階以上の階にあるもの若しくは地階（その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。）にあるもの
- (3) 百貨店等の用途に供する建築物で、その用途の全部又は一部が3階以上の階にあるもの若しくは地階（その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。）にあるもの
- (4) 児童福祉施設等又は共同住宅若しくは寄宿舎の用途に供する建築物で、その用途の全部又は一部が3階以上の階にあるもの若しくは地階（その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。）にあるもの
- (5) 幼稚園又は保育園の用途に供する建築物で、その用途の全部又は一部が3階以上の階にあるもの若しくは地階（その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。）にあるもの
- (6) 展示場又は公衆浴場（個室付浴場業に係るものを除く。）の用途に供する建築物で、その用途（100平方メートルを超える部分）が3階以上の階又は地階にあるもの
- (7) 体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場（学校に付随するものを除く。）の用途に供する建築物で、その用途（100平方メートルを超える部分）が3階以上の階にあるもの

**2 施行期日**

公布の日から施行することとした。

**規****則**

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月5日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第63号**

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

島根県建築基準法施行細則（昭和48年島根県規則第75号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号から第6号までの規定中「3階以上の階」の次に「にあるもの」を、「地階」の次に「（その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。）」を加え、同項第8号中「展示場」の次に「又は公衆浴場（前項第4号に掲げるものを除く。）」を加え、同項第9号中「図書館」の次に「、ボーリング場」を加え、「又は水泳場」を「、水泳場又はスポーツの練習場」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。